



総 税 固 第 1 号

平成 23 年 1 月 7 日

沖 縄 県 石 垣 市 長 殿

沖 縄 県 石 垣 市 議 会 議 長 殿

総務省自治税務局固定資産税課長

尖閣諸島への上陸要請に対する政府の検討結果について

平成 22 年 10 月 4 日及び 26 日における貴市・貴市議会からの要請について、政府において検討した結果を、下記のとおり連絡いたします。

記

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、我が国は現にこれを有効に支配している。したがって尖閣諸島をめぐって解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。

地方税法第 408 条に基づく固定資産税課税のための実地調査については、これまで上陸調査をせずに課税してきており、島の現況にも変化がないこと、徴税費用最小の原則、同条は強制的に立ち入って調査を行う権限を与えているものではないこと、『平穩かつ安定的な維持及び管理』のためという政府の賃借の目的を総合的に勘案した結果、上陸を認めないとの結論となった。

なお、尖閣諸島におけるその他の視察・調査についても、国の機関を除き上陸等を認めないという所有者の意向を踏まえ、また、尖閣諸島の『平穩かつ安定的な維持及び管理』のためという政府の賃借の目的に照らして、政府としては、原則として政府関係者を除き何人も尖閣諸島への上陸を認めないとの方針をとっており、上陸を認めないとの結論となった。